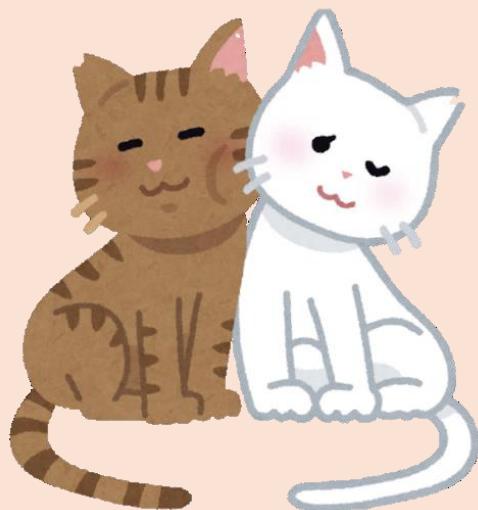


地域猫活動ハンドブック



地域猫活動とは…

地域にいる「飼い主のいない猫(のら猫)」によるトラブルを解決するために、地域住民・ボランティア・行政が協力して、人と猫が共生するまちづくりを目指す活動です。

この活動は、地域にのら猫がいることによって起きてしまう住民同士のトラブルを無くす事も目的としています。

中野区保健所 生活衛生課 衛生環境係

住所： 東京都中野区中野二丁目17番4号

TEL : 03 - 3382 - 6662



「飼い主のいない猫」はなぜいるの？

- 心ない飼い主に捨てられてしまった。
- 飼い猫が家から逃げた。
- 不妊・去勢手術をしていない猫が子猫を生んでしまった。



地域猫活動の内容は？

●不妊・去勢手術の実施

猫は年2～3回出産します。手術をして、

猫を増やさないことが大切です。



●餌の設置・ルールの設定

近隣住民の迷惑にならない場所で時間を

決めて実施し、食べ終わったら片付けます。



●猫用トイレの設置と管理

猫が好むトイレを設置し、糞尿の片づけを

して適切に管理します。



地域猫活動はなぜ必要なの？

飼い主のいない猫をそのままにしておくと、地域で様々な問題が起きてしまいます。猫をどこかに連れて行くだけでは問題の解決にはなりません。猫による地域の問題を解決するためにも、地域猫活動は必要不可欠です。

※保健所では猫の捕獲・処分等は行っていません。



具体的な問題と地域猫活動による解決方法

●猫の増加



猫の増加を防ぐためには、不妊・去勢手術が必要です。手術をした猫は、耳をさくらの形にカットします。

(一般的にオスは右耳、メスは左耳をカット)



●糞尿の被害

猫用トイレを設置・管理することで、トイレに糞尿をするようになり、片付けが容易になります。

●餌の食べ残しによる不衛生な環境

不規則な置き餌は、カラスやその他動物が寄ってくる可能性があり、猫ではない動物による被害が生じる恐れがあります。置き餌はルールを決めて実施し、責任をもって片付けることで衛生状態を保ちます。



中野区では「地域猫共生推進員制度」を導入しています！

地域における飼い主のいない猫対策活動

を推進するため、一定の条件のもと、個人ボランティアを「中野区地域猫共生推進員」として認定・支援しています。

(詳細は右記二次元コードからご確認ください。)





猫の飼い主のみなさまへお願いしたいこと

◇「飼い主のいる猫」を「飼い主のいない猫」にしないために、
以下のことを再確認しましょう！



●室内飼育

ペットの猫は、室内で猫に快適な環境を整え、飼い主が
コミュニケーションをとることで幸せに暮らせます。
交通事故や病気から守るために、室内で終生飼育を
しましょう。

●不妊・去勢手術

不妊・去勢手術をすると、病気を予防することができ、
尿の匂いや繁殖期のストレス・鳴き声が軽減します。



●終生飼養

一度飼育した猫を一生飼い続けることは、飼い主
の責任です。猫を捨てることは犯罪行為です。飼育する
ことが困難な場合は必ず新しい飼い主を探してください。



●身元表示

災害時等に備えて、飼い主がわかるようにして
おきましょう。マイクロチップを装着し、環境省の
サイト(右記二次元コードからアクセスできます)に
登録することで、猫の身分証明になります。



猫を捨てるここと、虐待することは犯罪です！

●みだりに殺し、又は傷つけた場合

⇒5年以下の懲役又は500万円以下の罰金

動物の愛護及び管理
に関する法律

●虐待・遺棄した場合

⇒1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

